陳情第１１５号	受理年月日	令和８年８月３１日
付託委員会	総務財政委員会	
件　　名	区自治総連合会の市政だより及び県だより配布手数料のピンはね中止及び決算情報の公開徹底を求める陳情について	

要　旨

県営本城西団地で町内会長として長年活動している。

県営住宅においては、町内会は地域のつながりだけでなく、町内会費が共益費として重要な役割を果たしており、積極的な加入促進で加入率を上げてきた。

しかし、昨今の加入率低下と高齢化、さらに電気代高騰で防犯灯維持や草刈り費用の増大がさらなる負担となり、住民の会費を上げずに運営するため運営費の収支改善も必要となっている。

そのような中で、貴重な収入源でもある市政だより及び県だより配布手数料について、自治連合会が一部手数料を受け取ることで、現場の手数料が目減りしていることが判明した。いわゆるピンはねである。

市政だよりについては、区自治連合会と市の契約方針で手数料の分配額を定めており、県だよりについては、県担当者に確認したところ、分配する仕組みを自治体に求めていることはなく、契約書に明記されない区自治連合会の勝手な方針によって抜き取る金額が決まっていることが判明した。それも区自治連合会が抜き取る理由は「団体の運営にお金が足りない」と県担当者に説明していたそうだが、繰越金は既に500万円ある上に、毎年視察研修という名目で数十万円かけたバス旅行が実施されており納得できない。

なお、県の話では、福岡市は全ての収入が現場に支払われ、自治連合会の上部組織が手数料収入を抜き取ることはしていないと説明を受けた。仮に､これら手数料収入が区自治連合会の運営に必要な経費だとしても、収支に関する議事や事業費など詳細は自治連合だよりにも掲載はなく、自治連合会加入の町内会に周知もなく、中間組織の自治区会を経由して抗議することもできない状況である。

（続　く）

市は、各区自治連合会に自治会加入・未加入を問わず対象世帯として地域振興補助金を支給するのであれば、現場の住民の声に傾聴し、公平性・公共性の観点から情報公開や事業内容について助言・指導すべき立場ではないか。また、地域コミュニティー団体の１つである自治総連合会組織に限定した事務局運営は行政として公平性に欠け､不適切である。官民の線引き及び責任の所在が不明確である。

地域コミュニティーは自治総連合会の組織づくりではなく、現場地域のつながりが重要ではないか。現場の分断や負担にもっと目を向けていただきたい。ついては、以下のとおり陳情する。

陳情事項

１　市政だより配布にかかる市政連絡事務委託契約について発注内容を見直すこと。今後の町内会費の負担軽減のため、自治連合会に上納金を負担するだけでなく市政だよりの配布手数料も抜かれる現状について、現場負担の軽減と収入増に向けた見直しを求める。

２　県だより配布手数料収入について、契約書に明記もなく、会員の了承も得ないピンはねを即刻中止し、手数料を地域に行き届くように見直すよう市として働きかけること。

３　地域コミュニティー促進に向けた区自治連合会の事業方針の決定経緯及び決算処理の情報公開をさせること。

４　市（区）は、住民の分断がない地域コミュニティーづくりを進めるよう、公平性の観点から一部の外部団体である区自治総連合会の事務局を担うことを中止すべき。行政事務として不適切である。